

はじめに

(1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下、「点検・評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会への提出と併せて、これを公表することが義務付けられています。また、同条第 2 項の規定に基づき、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

本報告書は、同法に基づき、令和 7 年度における点検・評価の結果を報告するものです。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検・評価の目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、すべての都道府県、市町村等に設置されている行政委員会です。その役割は、様々な属性をもった複数の委員による合議により、専門的な行政職員で構成される事務局を指揮監督し、中立的な意思決定を行うこととされています。

点検・評価は、効果的な教育行政の推進に資するものであり、また、市民への説明責任を果たし、信頼性の向上を図ることを目的として行うものです。

(3) 点検・評価の対象とする事務

本市では、教育の充実に向けた基本的な方向性を定める指針として、令和 3 年に「第 3 期未来をつくる堺教育プラン（令和 3 年度～令和 7 年度）（以下、「第 3 期プラン」という。）」を策定しました。本報告書では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の権限に属する事務事業のうち、第 3 期プランに掲げた施策の効果的かつ着実な推進のために、基本施策及び主な事業を対象として点検・評価を行いました。

(4) 点検・評価に当たって

令和 7 年度版は第 3 期プランの最終年度が対象であるため、第 3 期プランに関わる令和 3 年度から令和 7 年度までのすべての施策及び事業・取組を総括的に振り返り、施策単位での点検・評価及び学識者によるヒアリングを実施しました。令和 8 年 2 月に策定した「第 4 期未来をつくる堺教育プラン～未来を切り拓く力の育成～（以下、「第 4 期プラン」という。）」に点検・評価等で得られた知見をつなげることを意識し、第 3 期プランの事業・取組を第 4 期プランの基本施策の枠組みでヒアリングを実施するなど工夫しました。学識経験者からは、第 4 期プランを踏まえた上で基本施策及び事業についての指導及び助言を受け、上位の基本施策や目的、目標とのつながり（縦の関係）や、並行・連携して進めている所管課及び事業との関連性（横の関係）を意識する必要性等について、講評をいただきました。

●ヒアリング日程

日時		対象基本施策
第 1 回 令和 8 年 5 月 13 日	午前 9 時から 午後 12 時まで	基本施策 1 「総合的な学力」の育成 基本施策 6 特別支援教育の推進 基本施策 7 つながる教育の推進 基本施策 8 学びの機会の確保
第 2 回 令和 8 年 5 月 14 日	午前 9 時から 午後 12 時まで	基本施策 11 えがおあふれる学びの場づくり 基本施策 12 子どもの安全確保 基本施策 14 生涯にわたる学習環境の充実

●学識経験者

森田 英嗣 氏（大阪教育大学名誉教授）

葛西 耕介 氏（東洋大学文学部教育学科 准教授）